

丹波篠山市告示第 69 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
大谷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 7 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・特になし。
- 6 地域農業の将来のあり方
【農地】耕作が出来なくなった農地が発生したとき（5 年間）は、集落内の兼業農家で守っていく。
【担い手】 今後は近隣集落の担い手となる世代と話し合いを進め、集落内で出来なくなった農地を集積・集約化する方向で取組み、耕作放棄地を発生させないようにする。
【その他】 地区の集落営農推進員並びに農地利用最適化推進委員との連携強化に努めるとともに、小集落の利点を生かし機械の共同利用、共同作業を目指す。